

## 【用語解説】

- \*1 バリアフリー…障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方
- \*2 ユニバーサルデザイン…年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように、製品・施設などをデザインすること。
- \*3 オストメイト…人工肛門や人工膀胱の造設者、保有者のこと。
- \*4 ICT…Information and Communication Technology: 情報通信技術の訳で、情報に加え、コミュニケーション性、情報・知識の共有が念頭におかれた技術のこと。
- \*5 ワンストップサービス…1度の手続きで関連するすべての手続きが行えるよう設計された窓口サービスの形態。
- \*6 ユニバーサルレイアウト…個室やデスク配置をモジュール化し、レイアウト変更を行わずに人やその荷物を移動させるだけで配置を変えられるワークスペースのこと。
- \*7 コンシェルジュ…フランス語で管理人を意味し、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われ、来庁者の用件に応じて窓口や部門の案内を行う。
- \*8 コージェネレーション…発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのこと。
- \*9 フリーアクセスフロア…電話線やLANケーブルなどの配線が容易にできるよう床板が二重になった床の構造。
- \*10 BEMS…Building and Energy Management System: 室内環境やエネルギー性能の最適化を図るための管理システムのことで、近年オフィスビルや庁舎などへの導入が多くみられる。
- \*11 エコマテリアル…より少ない建物の環境負荷で、製造・使用・リサイクルまたは廃棄できる材料。
- \*12 スケルトン・インフィル工法…建物の「スケルトン（柱・梁・外壁・床・屋根などの構造躯体）」と「インフィル（内装・設備など）」とを分離してつくる工法。スケルトンは長期間の耐久性を重視する一方で、インフィル部分はフレキシビリティ（可変性）を重視してつくられるため、内装や設備の更新、間取りなどのニーズの変化にも柔軟に対応できる。
- \*13 DB…Design Build: 設計（Design）、建設（Build）を一括発注する方式。
- \*14 ECI…Early Contractor Involvement: 早期（Early）の設計段階から施工予定社である請負業者（Contractor）が関与（Involvement）する方式。
- \*15 BLT…Build Lease Transfer: リース業者が建設（Build）した施設を、行政に一定期間賃貸（Lease）し、予め定められた賃貸料で事業費を回収した後、行政に施設の所有権を移管（Transfer）する方式。
- \*16 BLO…Build Lease Operate: PFI業者が建設（Build）した施設を、行政が買い取り、PFI業者にその施設を賃貸（Lease）し、PFI業者が行政からの委託により施設の運営（Operate）を行う方式
- \*17 PFI…Private Finance Initiative: 公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間部門（Private）の持つ経営ノウハウや資金（Finance）を活用する手法。
- \*18 BTO…Build Transfer Operate: PFI業者が資金調達を行い、施設を建設（Build）し、施設の所有権を行政に移管（Transfer）した上で、PFI業者が行政からの委託により施設の運営（Operate）を行う方式。
- \*19 BOT…Build Operate Transfer: PFI業者が資金調達を行い、施設を建設（Build）し、契約期間中の運営（Operate）・維持管理を行い、契約期間終了後に所有権を移管（Transfer）する方式。

## 參考資料

○垂水市庁舎建設等庁内検討委員会設置要綱

平成24年 2月 1日告示第 5号

改正

平成25年 3月26日告示第28号の 2

平成27年 3月31日告示第34号

平成28年 3月23日告示第22号

垂水市庁舎建設等庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 垂水市庁舎等の老朽化に対応した施設の改修、増改築又は新庁舎の建設（以下「庁舎建設等」という。）に関し、必要な事項を調査及び検討するため、垂水市庁舎建設等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、庁舎建設等により市民サービス機能の充実及び事務能率の向上を図るため、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 庁舎建設等の基本構想、基本方針・計画に関すること。
- (2) 庁舎建設等の事業化の立案に関すること。
- (3) 庁舎等の有効活用及び市民の利便性の確保・向上に関すること。
- (4) その他庁舎建設等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副市長、副委員長には企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門的な事項を調査及び検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会員は、委員長が指名した者をもって充てる。

3 専門部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置き、部会長は、委員長が任命する。

4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って決定する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議、活動等の経過又は結果等を市長に報告しなければならない。

2 部会長は、専門部会の会議、活動等の経過又は結果等を委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第28号の2）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第34号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第22号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	財政課長	企画政策課長	総務課長	市民課長	福祉課長	保健課長
農林課長	水産商工観光課長	水道課長	土木課長	議会事務局長	教育総務課長	社会教育課長
農業委員会事務局長						

○垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱

平成29年6月5日告示第71号

垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 垂水市新庁舎の建設に関し必要な事項を審議するため、垂水市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) 新庁舎の位置、建設規模、建設時期、整備手法等に関すること。
- (3) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体からの推薦者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の委嘱期間)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。

## 垂水市新庁舎建設検討委員会 委員名簿

	区 分	委 員 名	団 体 名 等
1	1 号委員	鯨坂 徹	学識経験者
2	1 号委員	林 亮輔	学識経験者
3	2 号委員	橋口 敬二	地区公民館連絡協議会 代表（会長）
4	2 号委員	日高 安美	振興会連絡協議会 代表（会長）
5	2 号委員	篠原 カツ子	民生委員協議会 代表（副会長）
6	2 号委員	安藤 幸子	市PTA連絡協議会 代表（母親委員会代表）
7	2 号委員	角野 廣志	身体障害者協会 代表（会長）
8	2 号委員	黒川 徹	子ども・子育て会議 代表（会長）
9	2 号委員	前田 洋平	商工会 代表
10	2 号委員	後迫 タツエ	商工会 代表
11	2 号委員	川井田 守	垂水未来塾 代表
12	2 号委員	和田 尚三	垂水金融クラブ 代表（鹿児島銀行垂水支店長）
13	3 号委員	山口 容子	市長梓
14	3 号委員	菅 愛	市長梓
15			

## 【説明】

1号委員：要綱第3条（1）学識経験者

2号委員：要綱第3条（2）市内の公共的団体からの推薦者

3号委員：要綱第3条（3）その他市長が必要と認める者